慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	学校事故にみる法的責任：授業中の児童溺死事故より
Sub Title	Legal responsibility regarding school accidents
Author	高嶺, 隆二(Takamine, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1978
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.19, No.1 (1979. 12) ,p.51- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00190001-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学校事故にみる法的責任
——授業中の児童溺死事故より——

高　嶺　隆　二*

Ⅰ　は　じ　め
Ⅱ　判　　例
　1.　訴訟の概要
　2.　判　　決
Ⅲ　考　　察
Ⅳ　む　す　び

Ⅰ　は　じ　め

本来，体育・スポーツ活動には危険を伴うものである。過去における多数の事故については，とかく不運であったとか，あるいは事故者自身の不注意に帰するなどの理由で済まされる傾向があった。

しかしながら，近年，社会における権利意識の向上に伴い，損害賠償を求める訴訟を起こす場合が多く見られるようになった。

この為，学校に於ける体育授業中の負傷事故（又は死亡事故）に対する指導者である教員の指導上の欠陥の追求は，不可避的な事故であるかに見えるものについても，注意義務の欠落と見做され，多くの指導者である教員が社会的な追求を受けるようになって来た。

その為に，本来児童・生徒の健全な育成に不可欠な体育授業や運動会，体育祭，マラソンなどの体育的な学校行事が縮少される傾向にあり，特に臨海学校などは，事故を恐れ殆んど実施されなくなっている。

児童・生徒の戸外活動は消極的になり冒険的な行動を控え室内遊戯的になる傾向が強い。

このため運動はスポーツクラブに入会する以外に方法がないといった社会風潮を作り出しているのが現状である。

また，指導者である教員側も，このような社会風潮を受け，万一の事故を恐れ，その責任と賠償金の過大さにおびえ，活発な運動を児童・生徒に課することのできないジレンマに陥って

* 慶應義塾大学体育研究所専任講師

いる。

損害賠償請求の裁判にあっては，その本旨は被害者救済が大きなウェイトを占めているのであるが，現行の法令でこれを行なうとすると，いかなる場合であっても指導者である教員等の過失が証明されなければならない。

換言すれば，彼等に過失が認められない場合には，被害者救済は達せられないのである。

従って，被害者を救済する為には，指導者である教員が殆んど無意識に看過した事象が決定的な過失と見做されることもある。

裁判においては，(1)に指導者である教員の指導上のミス，(2)に施設の瑕疵，(3)に施設管理上のミスを徹底的に洗い出して判決を下すことになる。

本論は，特に危険度の高い水泳授業において発生した事故で実際に法廷で争われ，賠償責任を認めた事件の1つをとりあげ，指導者である教員がいかなる注意義務違反に問われ，施設にいかなる瑕疵があり，管理者にいかなる義務が要求されたかについて述べる。

II 判　　例

E県T町立T小学校プール溺死事件

（松山地裁西条支部昭和40年4月21日判決昭和36年(ワ)第80号）

1. 訴訟の概要

小学校の6年生の児童(女子)が体育の授業時間中に，混濁した水を使用していた学校プール内において窒息死した事故につき，当該児童の両親が，県に対して国家賠償法第1条(予備的に民法第715条)，町に対して国家賠償法第2条（予備的に民法第717条)，指導者である教員2名に対して民法709条に基いて損害賠償を請求した。

これに対して，裁判所は次のように判断し，町及び指導者である教員等の過失を認め，両親の訴えを認める判決を行なった。

2. 判　決

(1) 事故の背景

＜プールの設置者及び管理者＞

「本件プールは被告T町が，同町立で互いに隣接するT小学校及びT中学校の共用施設として，昭和30年頃T中学校の校庭に設置したいわゆる25mプールで，設置以来同町教育委員会から委任を受けた両校長の管理の下に，もっぱら両校の児童・生徒の水泳練習に使用されてきた」(1)

＜プールの形状と水深＞

「上述のように利用対象が，小・中学生全般に亘ったため（もっとも，小学1年生のためには別に小プールが付設されている），本件プールは深浅2つの部分に分けられ，主として小学生は浅い部分を，中学生は深い部分を使用することにしていた。

しかし，右両部分はプール底面のほぼ中央部を横切る幅1.28m，傾斜度30度の帯状斜面によって区分されていた。

本件事故当日における水深は（排水の利便上，底面全体に若干の傾斜がつけられていたので，個所によって多少の相違はあるが），深部においては約1.4m，浅部においては約1.0mであった。」(2)

＜水の状態＞

「本件プールは，その近傍に利用出来る浄水源が無かったため，また町の経済事情もあって，設置当初から最寄りの農業灌漑用溜池から水を引いていたが，池水そのものが清澄でなかった上に，途中で稲田の水と混ざり合い，除草時の濁水が加わることもあって，これをプールに満たすと，底が見透せないほど混濁している場合が多く，本件事故当日も，前日にプールを掃除して新たに水を満たしておいたものであるにも拘わらず浅部の水底はどうにか見え，深部のそれは全く見えない状態にあった。」(3)

＜事故者（M・W子）の健康状態＞

「同女は，体位良好で（身長はクラスで2～3番目の高さ），日頃殆んど病気らしい病気にかかったことのない健康体で，事故当日練習開始の際に被告両教諭が見たところでも，身体に異常は認められなかった。

また同女は，陸上競技の選手をしていたほか，水泳もクラスでは上手な方で，水泳大会に出るため練習するメンバーに入っており，当日の水泳練習でも泳げない者の手を引いて指導する側にあった。」(4)

(2) 事故の経過

＜授業の様相＞

「昭和35年7月15日の第2時限目（午前9時15分から同10時まで），T小学校は正規の体育授業として，6年生60余名を対象に同校としてその年はじめての水泳授業を本件プールで実施し，被告T（同校教頭で6年体育主任）と，被告N（同校体育主任で6年梅組担当）の両教諭がその指導に当った。

被告Tは，女子約40名の指導を受持ち，まず全員をプール脇に整列させ，1人1人顔色を見てまわって健康状態に異常のないことを確認し，準備体操をさせたのち，4つの班に分け，前記の浅い部分において，バタ足の練習をさせ，これを各班一通り終えたのち，やはり1班ずつ交替で泳げない者には浮板を持たせてプールを横に泳がせ，その後自由に練習させた。

被告Nは，男子21,2名を受持ち，被告Tが行ったような順序を踏まず初めから自由に練習さ

せた。

しかし，第2時限終了のベルを合図に両被告とも練習を打切り，軽く体操をさせたのち解散したが，その際どちらも点呼はとらなかった。」(5)

＜事故の察知と事故者の発見状況＞

「ところが，その後15分の休憩時間を経て，午前10時15分第3時限の授業が始まった際，M・W子の机が空席で衣類だけが置いてあったので大騒ぎとなり，直ちに教師，児童らがプールに駆けつけ捜索が行なわれたが，前記の如く水底が見透せなかったため，しばらくは果してプールの底に沈んでいるものか否かも分らず，やがて来合わせた教師数人がプールに入り，横一列に手をつないで端から足で探って行った結果，捜索開始から約5分後，境界斜面近くの深部水底に頭を斜面の方向にして，仰臥しているM・W子を発見したのであるが，すでに呼吸も脈搏も止っており，カンフル注射等の手当の甲斐なく，同女は遂に蘇生しなかった。

当日はカンカン照りの暑い日であった。」(6)

＜死因の判断＞

「同女の遺体のあった場所がプールの内部，それも1.4mという小学生なら大抵全身を没してしまう深さを有する前記深部の水底であること，当日が好天で暑い日であったこと(これによって，当時プールの水温もそう低いものでなく，従っていわゆる寒冷ショックの起る可能性が少なかったことが推測される)，及び前認定の同女の健康状態に鑑定人Uの鑑定結果を総合すると，同女の死因は溺死，即ち水中における窒息死と認めるのが相当である。(中略) 前認定の事実関係から考えると，同女は前記水泳練習中，それも自由練習となってから（被告Tの尋問結果によれば，前半の班別練習は浅い部分のみを使用し，十分な監視の下に行われたことが明らかであって，この間に事故が起こることはまず考えられない)，その年初めての水泳のため喜んで夢中に泳ぎ廻り，疲労して休息すべく足を水底に下したところ，そこがたまま浅部と深部の境界斜面上あるいは深部であったため，誤って全身水中に没し，狼狽し，水圧あるいは疲労のため，にわかに浮上体勢に復し得ないまま，気管に吸水して失神し，水が混濁していたことも加わって，早期に発見されないで遂に死亡するに至ったと推測することが可能であり，この推定を覆えすに足りる証拠はない。

右の次第で，同女が上手に泳ぎが出来たという事実は，同女の溺死を否定する資料とはなし得ないものである。」(7)

以上のように裁判では，プールの設置者，管理者を明確にすることから始まり，プールの形状，水深，水の状態を説明し，被害者の健康状態，水泳能力を示し，事故の時間的経過，発見状況を浮きぼりにして，死因が溺死であると断定していった。

続いて，被告である県，町，教員の責任について次の様に決審していった。

(3) 責任の認否

<県の責任について>

・国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害賠償責任）

・民法第715条（被用者の加害行為に対する使用者の責任）

国家賠償法第1条に規定する「公権力の行使」を教育行政に照らして論ずる場合には，広義に解釈する場合と，狭義に解釈する場合とがある。

本件でもこの点に論議の争点があり，教育行政は「公権力の行使」にあたらないとして次のように述べ，県の責任を否定している。

「……学校教育の本質は，学校という営造物によってなされる国民の教化育成であって，それが国又は公共団体によって施行される場合でも，国民ないし住民を支配する権力の行使を本質とするものではない。

このことは学校を設置できる者が，国又は公共団体だけに止まらず，私立学校の設置を目的として設立された法人も含む（教育基本法第6条，学校教育法第3条）ことからも明らかである。従って学校教育は，国又は公共団体によってなされると，学校法人によってなされるとを問わず，いわゆる非権力作用に属するものである。してみると学校教育に従事する公務員は公権力の行使に当たるものではないから，本件T小学校の体育授業に従事した被告T，N両教諭は，公権力の行使にあたったものではなく，両被告に過失を認むべきこと前記（後記教員の責任に記す）の通りとしても，被告E県は（同被告が右両教諭の選任監督者ないし費用負担者であるか否かはもはや論ずるまでもなく）国家賠償法第1条ないし第3条に基く損害賠償の義務を負うものではない。よって右法条に基く原告の請求は失当である。」(8)

次に民法第715条の使用者責任については，町立小学校の教諭は，町の公務員であって県の被使用者ではないとして，被告県の使用者責任を否定した。

「市町村は，その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小・中学校を設置する義務を負い且つこれを設置管理することは市町村の固有事務に属する。

しかして，市町村が設置した学校の教員は，その市町村の公務員であり，これに対する人事行政権も本来市町村に属するものである。

……以上によれば，市町村立小・中学校教育は，市町村の事業であって都道府県の事業ではないと解すべく，又市町村立小・中学校の教員の使用者も市町村であって都道府県ではないと解するのが相当である。……民法第715条の適用上，被告T，同N両教諭の使用者は，被告E県ではなく，被告T町であると解するのが相当であり，右法条に基き，被告E県に損害賠償を求める原告の請求も又失当である。」(9)

<町の責任について>

・国家賠償法第2条（公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づく損害賠償責任）

・民法第717条（土地の工作物又は竹木の占有者及び所有者の責任）

これらの法条は，通説では危険責任とされ，判例上でも，施設に瑕疵が存在すれば賠償責任は過失の存在を必要としないとされており，瑕疵とは「営造物が通常有すべき安全性を欠いている」ということを立証すれば足りるとされている。

本件では，まず本件プールが，T町の公の営造物であることを説明したのち，その目的性状上当然備えておくべき設備を欠いた瑕疵の存在について次のように述べT町の責任を肯定した。

第1に，児童の深部への侵入を防止する為の安全施設の不備について

「……ところで深い部分の水深1.4mといえば普通の小学生の身長をこえる深さであるから，本件プールの深部は，泳ぎが達者であるとも思われない小学6年生以下の児童にとっては危険な場所といわなければならない。

従って，当初からそのような児童をも利用対象として設置された本件プールを管理するに当っては，彼等に深部と浅部の境界を認識させ，深部は危険であるからこれに近寄らないように周知徹底させる手段を構ずべきことは云うまでもないところである。

更に小学生程度では，まだ十分な注意力をこれに期待できないから，常時とは云わないまでも少くとも浅部を使用すべき小学生を泳がせる際には，遊泳中彼等が誤って深部に赴くことを防止するに足りる方法（例えば，境界水面にロープを張り渡すなど）を構じておくべきことも又当然の要請と云わなければならない。」(10)

なお，本件プールには，境界点の標識として中央部に赤い印と，1尺位の手鉤のような形をした鉄棒がとりつけてあったが，それ以上の設備は施されてないことを指摘し，更に続けて，施設の不備を肯定した。

「小学生程度の児童においては水泳練習などは学科というよりむしろ遊びであると観念し，夢中に泳ぎ廻り，つい危険を忘れて境界を越え深部に赴く者のあることは容易に推測し得るところであるから，これに対する安全措置としては極めて不十分であり，とうてい要請に応え得る設備とは云えないものである。

してみると本件プールにはその目的性状上当然備えておくべき設備を欠いた瑕疵があったと云わねばならない。」(11)

第2に，プール水の混濁について管理上の瑕疵があり，これが本件事故原因の1つであるとしている。

「水泳プールには衛生上はもちろん，危険防止の見地からも少くとも水底を透視できる程度に澄んだ水を使用すべきものであり，且つ一般にそうしているものであることは証人の証言を

まつまでもなく明らかである。しかるに本件プールの水が混濁していたことは前記の通りであり，しかも前日新らしく入れ換えたばかりの水にしてすでにそうなのであるから，この点においても本件プールは練習プールとして通常備うべき安全性を欠いた瑕疵があると云わなければならない。強いて浄水を引こうとすれば多額の経費を要するものであったことは認められるが，だからと云って，右の瑕疵がやむを得ないものとして一般に許容されるべきものであるということは出来ない。しかして，これらの瑕疵が本件事故の原因の1つであることは前記推定にかかる溺死の経過事実に照らし明らかである。」(12)

＜教員の責任について＞

・民法第709条（不法行為の要件）

前記のような瑕疵を有する危険なプールで水泳指導にあたる教員はどうあるべきか。

裁判では次のように前置きしている。

「右の如き性状のプールにおいて，注意力に乏しくまた泳げない者もある児童多数を対象に水泳練習を実施するに当っては，その指導監督にたずさわる者は，児童にプールの性状を認識させ注意を促すとともに，万一の事態に備えて常にプール内の動勢に注目し，事故の発生を防止すべき注意義務を負うことは多言を要しない。」(13)

更に続けて，この観点に基いて被告両教諭の事故防止の為の行為について次のように述べて児童の動勢を監視する注意義務の欠除の過失を認めその責任を肯定した。

「本件水泳練習の何日か前に被告Nにおいて校内マイクを通じて約1時間に亘って注意事項を放送し，前日には，これをプリントにして児童に配布し，更に練習開始にあたっても被告Tにおいて，深浅の境界に注意するように告げている事実によれば，両被告は事故防止の為にかなりの配慮を行っており，練習開始の段階では間然するところがなかったと云うべきである。」(14)

このように述べて前段階での行動に過失は存在しなかったとしたが，それでも事故者が出た現実を踏まえて更に続けて次のように結んでいる。

「しかし，それにも拘わらずM・W子が深みに陥ったについては，あるいは同女が深浅の境界への注意を怠ったか，それとも自己の水泳能力を過信したか，いずれにしても同女が浅部と深部の境界付近を遊泳していた時期のあることは明らかであり（その点につき同女にも過失のあったことが推定されるが），その状態を機敏にとらえて適宜の処置を採り得ず，更に同女が水面下に沈んで浮上しないことに気付かず，結局本件事故を防止し得なかったことは，多数の児童を監視することの困難さを考慮しても未だこれを目して不可抗力とは云い得ず，両被告が前記事前の一般的注意に頼りすぎ水泳開始後の個々の児童の動勢に対する注意が不足した結果であると云うべく，それ自体両被告の過失と云わなければならない。（男子組を受持っていたからといって，被告Nの監督責任が男子のみに限られるものでないことは敢えて多言を要しない。）」(15)

以上が裁判の経過並びに要点であり，本件は，児童の溺死事故に対し，その両親である原告が県，町及び2名の教員をそれぞれ被告として損害賠償請求を起こしたものである。

被告個々の責任は，

県については，国家賠償法第1条の「公権力の行使」について，教育行政はこれにあたらないとしてその責任を否定。

町については，営造物（プール）の設備の不備，水の管理に瑕疵の存在を認めその責任を肯定。

指導者である2名の教員については，瑕疵のあるプールでの指導であること，事前の対策に手落のないこと，及び多数の児童の動勢の監視の困難なことを考慮に入れてもなお，水泳中の監視が不十分であったとの注意義務違反を認めてその責任を肯定した。

慰藉料については，原告である両親は各々20万円を受けるのが相当であると結んだ。（なお，本件については，昭和41年11月7日，高松高裁で慰藉料に関し，100万円で和解が成立している。）(16)

Ⅲ 考　　察

判決では，施設（プール）に瑕疵があったとしてT町に，指導中の注意義務違反があったとして教員に夫々賠償責任を負わせている。

ここで，この点について推測を混じえて考察を試みたい。

1. プールの瑕疵について

指摘されたプールの瑕疵は，第一に水の混濁，第二に深浅2つの部分の境界の標示が不明瞭であったことの2点である。

この2点に教員の注意義務違反（不十分な監視）が加わって児童の溺死という事故が引き起されたとしている。

第一の水の混濁の原因は，近くに浄水源が無かったこと，町の経済事情に余裕が無かった為に農業用水を使用しなければならなかったことである。

本件プールの設置は前記の如く昭和30年頃である。

昭和29年発行の文部省編「水泳指導の手引」(17)によれば，プール水の水質規準は，

① プールの水は飲料水としての水質をもっていなければいけない。給水源として水道水以外の井戸または河水を利用する場合には必ず水質検査をしておく必要がある。

② 混濁の恕限度は直径6吋(15.2cm)の黒色板または球をプールの最深部に沈めて10呎（3m）の距離から常に透視できる範囲とされている。(18)とある。

①の給水源については，その前後関係から多分に伝染病予防という衛生面からのものと推測される。②の混濁は，前記①と同様であるが安全面にも共通する点でもある。

これによると，戦後10年間の社会的な背景も考慮する必要があり，河川の水を利用するプールの存在も理解できる。

本件プールの建設に当っては，その関係者の中にこの水質規準の件について承知している者もいたか否か不明であるが，給水源として井戸を掘るなどの対策も検討されたであろうと推測されるが，それも町の財政上の問題で不可能となり，衛生的にも問題がある農業用水池からの引水となったことは不幸であったと云える。今日では，大多数のプールは上水道からの取水であり，水質的には問題はない。しかし循環式の浄化槽を設置しないプールも散見され，さらに水道料金の上昇などの理由で度々の換水が困難となれば，ホコリや藻による混濁の危険が残されることになり，プール管理責任者の日常の水質維持の為の努力が本件のような事故の減少につながると考えてよい。

第二の深浅部境界標識については，一般的にプールの側壁には，５m毎に距離標識をつけ，特にプール中央部には中央表示をしている。文中にある赤い印とは多分この標識を意味しているものと思われる。それがたまたま水底の深浅部境界斜面の位置と一致していたということであろう。したがって本件の場合は，やはり指摘のとおり水面を区画する浮き付きのロープの設置が望ましいものと思われる。しかしながら通常プールには，縦方向の水路を区分する為のいわゆるコースロープは必ず設置されるものである。これは競技会用には欠かせない付属品で，建設資金計画には必ず繰りこまれるものである。

判決文中には見られないが，恐らく本件プールにも設置されていたであろうことは想像に難くない。また横方向のロープについては殆んどの場合建設計画には記載されないものである。なぜなら，横方向のロープを必要とするのは，一般公開等で泳力の不明な不特定多数の入場者の事故防止の為か，水泳指導を進めていく過程で必要を感じて取付けられる性質のものであるからである。

即ち，水泳指導は陸上での走，跳，投や球技その他の運動と異なり，泳力(技倆)に差のある多数の者を同時に指導することは困難であり，一般的には泳力別に各段階毎のグループに分け，グループ毎の指導を行わざるを得ないからである。したがってそのグループ毎にロープで区切って行うということは，混雑防止という目的の為に採用される性格をもつものと考えてよい。

さらに，このような本来の目的の外に，他面安全指導の為にも必要なものと考えてよい。即ち，プールの状況により数本のロープがあれば，浅い所に初心者を，深い方に上級者を配置すると監視態勢も集中的に目的が達せられ，本件プールのような形状のプールでは指導の能率化

と安全確保の面からも設置されるべきものである。

以上のように，プール運用面で不可欠な性格の横方向区画ロープは，現実には建設の計画段階では前述のように論議されることは無かったと思われる。しかし授業実施の段階では，その安全確保，指導の能率化という面から，学校当局から町教委に対して予算請求をすべきであったと考えられる。

この意味でその提言をしなかった学校当局の怠慢は責められて然るべきであったと思われる。

2. 教員の注意義務違反について

判決文の中には上記ロープの設置について教員の項では一切触れていない。しかし看過してはならない重大な意味を含むものと思われる。

教員の過失を説明するに当って水泳開始までの両教諭の配慮については十分であったとしている。

主な過失は，水泳開始後児童の動勢を十分監視出来ずに深部への侵入，水没，浮上しない事実に有効に対応が出来なかった結果溺死事故を起こしたことを過失としている。

さて，当該授業は前2—(2)によると，男子児童20余名は最初から自由練習であり，女子児童40余名は合同での基本練習ののち自由練習に入ったことになっている。

事故は，この自由時間中に起きたと推定されている。

この事実から推測すると，45分間の授業の後半15～20分間には一度に60余名の児童がプールの中にいて遊泳していたことになる。更に授業は浅い方の半分を使用して行われていたことから，この時25mプールの浅部半分に60余名がひしめき合っていたことになる。

小・中学校の25mプールでは，概ね各コースの幅は1.8mで横幅は15m内外である。

とすると，授業で使用された水面積は $180m^2$～$200m^2$ になる。

自由練習中の児童1人当りの平均水面積は3～4 m^2 である。

泳ぎに自信のある児童ならこの混雑を嫌い広い場所で遊泳したい気持になることは容易に推測される。例えそれが禁止区域への侵入であってもその誘惑には抗し得ないであろう。特に区画ロープの無い状態では簡単に禁を犯しやすくなることはやむを得ない。

前述の通り，児童にとって水泳の授業は遊びであり，更に自由練習となるとその気持は助長され，注意事項を失念することは自明のことである。

泳力の異なる児童が入り混って遊ぶ時，監督者の注意は無意識に泳げない児童達の方に向き，泳ぎの上手な児童達への配慮は殆んど無くなる状態は容易に想像できる。

これが，指導者である教員の陥りやすい過失の根本原因であり，恐らく当該2教員もこのよ

うな状態で看過して児童を溺死に至らしめたものと推測できる。

また，本件では直接の原因とはしなかったが，終了時の点呼をしなかったことが発見を遅らせた原因の１つとなったことを忘れてはならない。

Ⅳ むすび

本件は，事故が設備の不備と教員の不十分な監視の為に起ったものであるとして，設置者と指導者である教員に損害賠償の責任を負わせたものである。

施設の瑕疵が事故を発生せしめたのか，指導者である教員の不注意が事故を発生せしめたのか，この両者の関係については，この判決からは読みとることは出来ない。

しかし，施設に瑕疵のある場合と，ない場合とでは教員の注意義務の範囲は自ずと差があり，瑕疵がある為に，より以上に高度の注意義務が指導員である教員に課せられることになる。

本件の場合，もし水が清澄であれば，事故の発見は容易であったであろう。水が混濁していた為に，指導者である教員の責任は，通常の注意義務の範囲をこえるものを要求されたことになり，教員の責任は当然否定されるべきであるとする説(19)もある。

いずれにしても，本件プールの場合は与えられた施設で無事に授業を消化していこうとする観念から，指導者である教員に過重な注意義務を求め，それで良しとする考え方が設置者にあり，また瑕疵の解消を要求することが指導者である教員の責任であるにも拘わらず，経済上の理由をもって拒否されることを自明として児童の安全確保に不満足な状態で授業を実施したことによる事故であって，両者の責任が追求されてしかるべきものである。

注 （1） 野村好弘：学校事故と民事裁判，有斐閣，昭48，106頁。
（2） 前掲（1）書，106頁。
（3） 前掲（1）書，106頁。
（4） 前掲（1）書，26頁。
（5） 前掲（1）書，25，26頁。
（6） 前掲（1）書，26頁。
（7） 前掲（1）書，26，27頁。
（8） 前掲（1）書，65，66頁。
（9） 前掲（1）書，42，43頁。
（10） 前掲（1）書，107頁。
（11） 前掲（1）書，107頁。
（12） 前掲（1）書，107，108頁。
（13） 前掲（1）書，27頁。
（14） 前掲（1）書，27頁。
（15） 前掲（1）書，27，28頁。
（16） 文部省体育課判例研究会：体育・スポーツ事故と裁判，日本体育社，昭49，85頁。

(17) 文部省：水泳指導の手引，東洋社，昭29。
(18) 前掲（17）書，61，62頁。
(19) 礒野弥生：小学校におけるプール事故，別冊ジュリスト・41，昭48，有斐閣，141頁。